

第2章 各施策の内容

基本目標1 男女平等と人権の尊重

男女は平等であり、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。しかし、今なお、性別による差別的取扱いや人権侵害行為が起きています。

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどは、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。しかも、加害者が身近な存在であるため、被害が潜在化しやすく深刻な状況となっています。

そのため、これら人間としての尊厳を損なう暴力を防止するための取組みや、被害への対応を拡充するとともに、犯罪が起りにくい安全なまちづくりを推進します。

また、わが国の男女共同参画の取組みは、国際社会と密接に関連し、その成果を取り入れてきた経緯があることから、今後も、国際的な動向や先進各国の取組みを施策に活かすとともに、収集した情報を市民や事業者に提供することで、男女共同参画に対する理解を促進します。さらに、国際交流を推進し、外国人との相互理解を深めます。

指 標

指 標 項 目	当該指標の 設定計画	現 状 値	最終目標年度 目標値
 配偶者等からの暴力の相談場所を知っている人の割合	新ハートモニー プラン	平成 18 年度	平成 27 年度
		65.3%	100%
「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的性別役割分担意識を持たない人の割合	新ハートモニー プラン	平成 21 年度	平成 27 年度
		36.7%	増加
家庭生活において、「男女の地位が平等になっている」と考える人の割合	新ハートモニー プラン	平成 21 年度	平成 27 年度
		31.6%	増加

現状と課題

配偶者等からの暴力（※）は、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であり、そして、多くの場合、被害者は女性です。平成 20 年に内閣府が行った調査によると、女性の約 3 人に 1 人が被害を受けているという結果が出ています（第 1-1 図）。

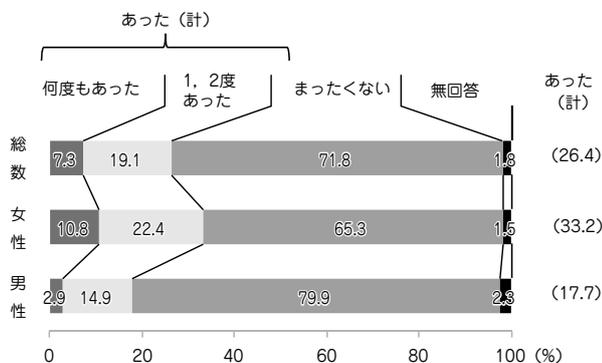
また、平成 19 年 7 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたこともあり、千葉市女性センター等での相談件数は、増加傾向にあります（第 1-2 図）。

配偶者等からの暴力は、家庭内で起こっているため、外からは発見しにくく、周囲が気づかないうちにエスカレートし、被害が深刻化していく傾向があるため、この問題に対する認識を広め、被害者がひとりで悩みや苦しみを抱えこまないよう、これまで以上に広報・啓発を行うとともに、相談体制を充実する必要があります。

さらに、被害者の心身の健康回復や、生活の自立、その子どもへの配慮など、関係機関との連携を推進し、幅広く長期的な視点に立った支援策の拡充を図ります。

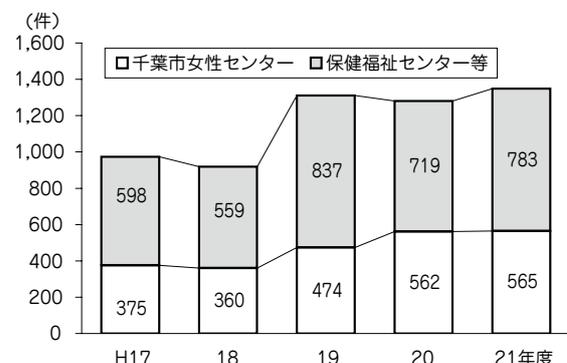
また、被害者保護の取組みだけでなく、加害者の更正に向けた取組みも、重要な課題となっています。

第 1-1 図 配偶者からの被害経験（性別）



資料) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 20 年)より作成

第 1-2 図 配偶者間暴力に関する相談件数



千葉市男女共同参画課資料

※配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））とは？

DVとは、配偶者・パートナーなどの親密な関係にある人からの暴力のことで、体力・経済力・社会的影響力等で優位な立場の人が、弱い立場の人を思いどおりに支配し、自分の欲求のみを一方的に満たすためにふるわれる暴力のことで、ここでの暴力には、身体的暴力だけでなく精神的、経済的、性的、社会的暴力なども含まれます。

具体的事業

①配偶者等からの暴力の防止と被害者等に対する自立支援

No.	事業名	事業内容	所管課
11101	配偶者等からの暴力の防止に関する啓発や情報提供	配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発冊子の作成、情報誌を通じた情報提供、講座や講演会の開催などを行う。	男女共同参画課 健全育成課
11102	相談体制の充実	配偶者等からの暴力に関する相談を受ける各窓口との連携を強化する。またマニュアルを作成するなど、相談員の知識や能力の向上を図る。	健全育成課 関係各課
11103	母子緊急一時保護事業	配偶者等から暴力を受けるなど、緊急に安全を確保する必要がある母子を施設へ入所させ保護を行う。	健全育成課
11104	配偶者からの暴力被害者に対する市営住宅の優遇入居	配偶者からの暴力被害者に対し、市営住宅の優遇措置入居の制度を整備する。	住宅整備課
11105	民間一時保護施設や自立支援団体への支援	民間の一時保護施設（シェルター）や、被害者の自立を支援する団体に対する支援のあり方を検討する。	健全育成課
11106	加害者に対する取組み	加害者に対する相談のあり方や、暴力防止プログラムについて調査、研究する。	男女共同参画課 健全育成課
11107	児童虐待防止推進事業（要保護児童対策及びDV防止地域協議会運営）	要保護児童及びDV被害者等について、市、関係機関、関係団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携体制のもと、要保護児童やDV被害者等の早期発見や適切な保護を図る。	健全育成課
11108	児童虐待対策事業	児童虐待の対象児童の速やかな安全確認と必要に応じた一時保護を行う。	児童相談所
11109	児童人権啓発事業	児童に対する人権や児童虐待等の問題について考える契機となるようなリーフレットを作成し啓発を図る。	健全育成課

No.	事業名	事業内容	所管課
11110	専門職員向け 「虐待発見・対応 マニュアル」 の配布	「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、児童虐待の兆候を早期に発見し、関係機関と連携して対応するためのマニュアルを改正し、関係機関等に配布する。	児童相談所
11111	 DV防止 基本計画の策定	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、DVの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定する。	健全育成課
11112	 配偶者暴力 相談支援センター (仮称)の設置	配偶者からの暴力防止と被害者保護のための中核的機関・施設として配偶者暴力相談支援センター(仮称)を設置する。	健全育成課

施策の方向性

2

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の 防止と被害への対応【重点】

現状と課題

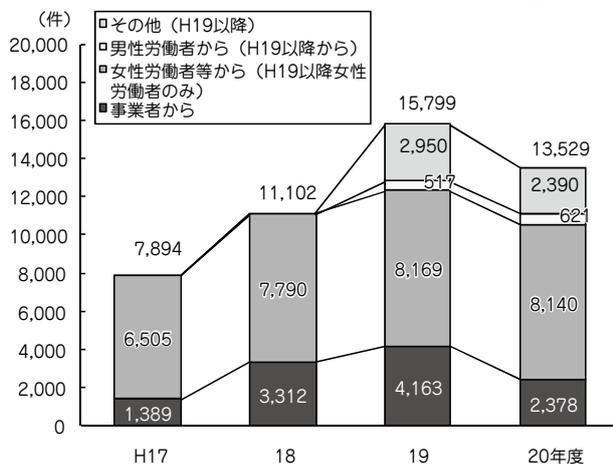
セクシュアル・ハラスメント（※）の相談件数は、平成18年6月に「男女雇用機会均等法」が改正されて以来、増加傾向にあり（第1-3図）、約6割が女性からの相談となっています。なお、都道府県労働局雇用均等室における是正指導のうち、セクシュアル・ハラスメントに関するものが全体の6割を占めています。

そのため、今後も引き続きセクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めるため、情報提供を行うとともに、防止対策や相談事業の充実を図る必要があります。

また、千葉県警察本部発表の統計（第1-4図）によると、千葉市内の強姦の認知件数は、毎年10件以上、わいせつの認知件数が80件以上もあり、犯罪のないまちづくりの推進がより一層求められています。

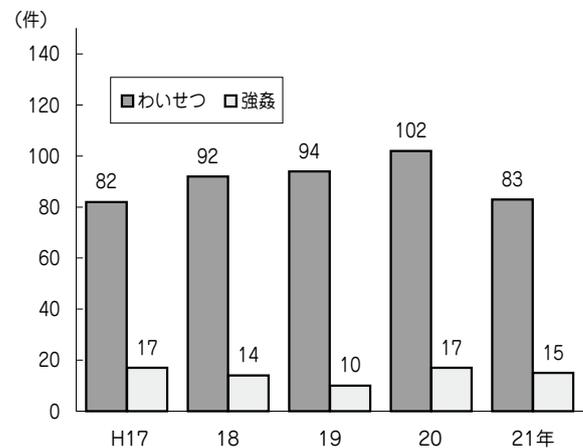
性の商品化やストーカー行為なども含め、男女の人権を侵害する行為は、被害者の心身の健康を損ない、自分らしく生きる権利を奪うものです。そのため、被害が発生しないようにするための取り組みが、最も重要といえます。

第1-3図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



資料) 厚生労働省資料より作成

第1-4図 犯罪の発生状況 (刑法犯認知件数)



資料) 千葉県警察本部発表
(平成21年中確定値)より作成

※セクシュアル・ハラスメントとは、職場や学校等において、相手方の意に反して、他の者を不快や不安な状態に追い込む性的、性差別的な言葉や行為のことで、それにより就労や学習、研究の遂行に不利益を与えたり、環境を悪化させるものです。

具体的事業

①セクシュアル・ハラスメントの防止と被害への対応

No.	事業名	事業内容	所管課
12101	セクシュアル・ハラスメントに関する啓発や情報提供	セクシュアル・ハラスメントに関する啓発冊子の作成、情報誌を通じた情報提供、講座や講演会の開催などを行う。	男女共同参画課 産業支援課

②性犯罪等に対する安全対策

No.	事業名	事業内容	所管課
12201	性犯罪等への対応	性犯罪等の防止啓発や、被害者の支援に関する情報提供を行う。関係する機関との連携を図る。	男女共同参画課
12202	防犯街灯補助金	町内自治会等が設置・管理する防犯街灯の経費に対し、補助金を交付する。	地域振興課
12203	防犯街灯設置・管理事業	市が設置場所を調査し、防犯街灯を設置・管理する。	地域振興課
12204	防犯カメラ設置事業	警察・商店街と協力して防犯カメラを設置・管理し、犯罪を抑止する。	地域振興課
12205	防犯ブザー貸与	犯罪の被害を未然に防止するため、市立小・中・特別支援学校の児童生徒に防犯ブザーを貸与する。	保健体育課

③情報社会における男女の人権尊重の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
12301	環境浄化事業	有害図書等の実態調査活動を行う。	青少年サポートセンター
12302	情報を主体的に読み解く力を身につけるための啓発・学習事業	様々な形で表現される性差別を見直し、情報を主体的に読み解く力を身につけるため、講座や講演会を開催する。	男女共同参画課

④男女平等や人権侵害に関する幅広い相談事業の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
12401	苦情処理委員制度の運営	男女共同参画に関する市の施策についての苦情や相談、性別による人権侵害などを受けた場合の被害者救済窓口として、苦情処理委員を配置し、周知する。	男女共同参画課
12402	ハーモニー相談の実施	男女共同参画センターにおいて、電話や面接により、夫婦間のトラブルやDV、性同一性障害等、女性の様々な悩みや不安について、女性の専門相談員による相談を行う。	男女共同参画課
12403	ハーモニー専門相談の実施	男女共同参画センターにおいて、女性の精神科医や弁護士による専門相談を行う。	男女共同参画課
12404	相談関係者の専門的能力の向上	ハーモニー相談などの相談関係者が、専門的知識やスキルを習得するため、研修等を実施する。	健全育成課
12405	千葉人権擁護委員協議会への助成	人権問題について相談活動等を行っている千葉人権擁護委員協議会からの申請を受けて、市民の人口に基づいた助成金を、同協議会に助成する。	市民総務課
12406	男性相談の実施	電話により夫婦間のトラブルや、DV 加害者、雇用、性同一性障害等、男性の様々な悩みや不安について男性の専門相談員による相談を行う。	男女共同参画課

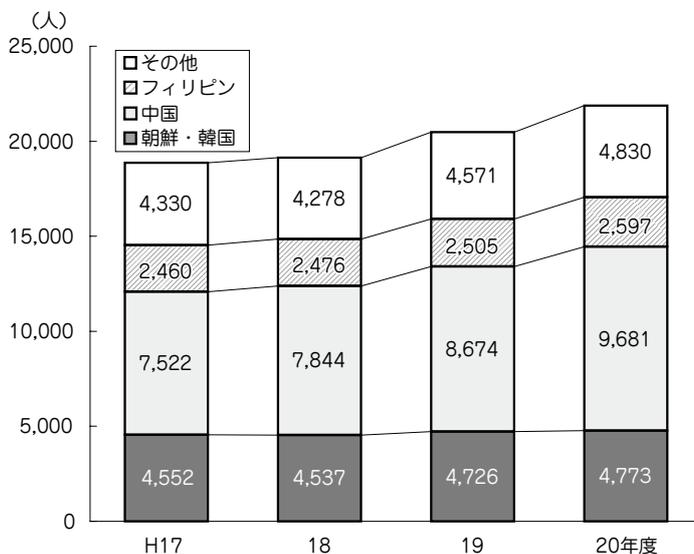
現状と課題

男女共同参画の取組みは、男女の差別を解消し、一人ひとりが個人として尊重される社会を目指すものであり、国際社会においても重要な課題と位置づけられています。

わが国では、昭和50年の「国際婦人年」をきっかけに、以後、国際社会の取組みと密接に関係しながら、男女の人権の尊重や女性の地位向上、性別による不当な格差の是正など、さまざまな取組みを進めてきました。千葉市においても、男女共同参画に関する国際社会の動向や、先進的取組みに関する情報を収集・提供するとともに、施策に反映していくことが重要です。

また、千葉市の外国人登録人口（第1-5図）は年々増加傾向にあり、国籍を超えて互いに理解し合うことの重要性が高まっています。そのため、外国人に対する人権侵害行為の防止をはじめ、相談や情報提供など生活面での支援を行うとともに、在住・在勤外国人との相互理解を深める必要があります。

第1-5図 外国人登録人口の推移（千葉市）



<女子差別撤廃条約>

女子差別撤廃条約（正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）は、男女の平等やあらゆる分野での女性に対する差別の撤廃に関する条約として、1979年に国連で採択されました。日本は、この条約を批准するために3つの国内法を整備した後（国籍法の改正、学習指導要領の改定、男女雇用機会均等法の成立）、1985年に本条約を批准し、世界で72番目の加盟国となりました。

具体的事業

①諸外国の状況や取組成果の理解

No.	事業名	事業内容	所管課
13101	男女共同参画に関する世界の動きの理解	女子差別撤廃条約など男女共同参画に関する国際的な動向について、情報収集や提供、講演会、講座などを行う。	男女共同参画課

②国際交流の促進

No.	事業名	事業内容	所管課
13201	児童生徒姉妹友好都市交流活動の推進	国際理解教育の一環として、姉妹校・交流校等による交流活動を推進する。	指導課
13202	千葉県国際交流プラザ管理運営事業	千葉県国際交流プラザ及び会議室管理を行う。	国際交流課
13203	姉妹・友好都市等交流推進事業	姉妹・友好都市との交流を行う。相手都市からの来葉者を受入れ、千葉県や千葉市民を紹介し、市民との交流の架け橋を務める。	国際交流課

③外国人市民が安心して暮らせる環境づくり

No.	事業名	事業内容	所管課
13301	外国人市民の人権侵害に対する取り組み	配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどに関する外国語パンフレット等を作成し、情報提供を行う。	男女共同参画課 国際交流課
13302	外国人市民懇談会	外国人市民から、市政に対する意見・要望を聴取する。	国際交流課
13303	各種情報誌制作事業	外国語版生活ガイドブックを作成し、外国人市民が不自由なく生活する援助をする。	国際交流課

基本目標 2 政策決定の過程における男女共同参画の推進

千葉市の政策決定過程に男女の意見が十分に反映されることは、男女共同参画の視点に立った施策の展開につながり、男女共同参画社会の形成に大変重要な意味を持ちます。しかし、千葉市は他の自治体と比べて、附属機関委員や課長相当職に占める女性割合が低い水準にとどまっています。

そのため、附属機関委員の男女比率が著しく偏らないよう、目標値を設定し、女性委員の積極的な登用を促進します。また、男女共同参画推進の重要性を市職員自らが認識し、女性職員の管理監督職への登用や、男女に偏りのない職員配置を促進します。

そして、千葉市の男女共同参画の取組みを総合的かつ確実なものとするために、千葉市の推進体制を強化し、男女共同参画の推進状況や市民、事業者の現状を把握して市政に活かすよう、調査研究の充実を図ります。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づき、市職員が仕事と家庭を両立するための支援を推進します。

指 標

指 標 項 目	当該指標の 設定計画	現 状 値	最終目標年度 目標値
附属機関の女性委員の割合	新ハーモニー プラン	平成 22 年 4 月	できるだけ早期に 30%達成を目指す。達成した時点 で新たな目標数値 を設定する。
		26.0%	
女性委員がない附属機関の数	新ハーモニー プラン	平成 22 年 4 月	平成 27 年度
		6	0
 女性職員の 管理職への登用	行政改革推進 プラン	平成 22 年度	平成 25 年度
		12.7%	14%
 市職員の配偶者の 出産休暇取得率	千葉市職員の 子育て支援計画	平成 21 年度	平成 26 年度
		未集計	100%
 市男性職員の 育児参加休暇取得率	千葉市職員の 子育て支援計画	平成 21 年度	平成 26 年度
		18.9%	100%
市男性職員の育児休業取得率	千葉市職員の 子育て支援計画	平成 21 年度	平成 26 年度
		0%	10%
市職員の年次有給休暇取得日数	千葉市職員の 子育て支援計画	平成 21 年度	平成 26 年度
		13.4 日	16 日以上

施策の方向性

1

市や附属機関などの方針決定過程における男女の参画促進

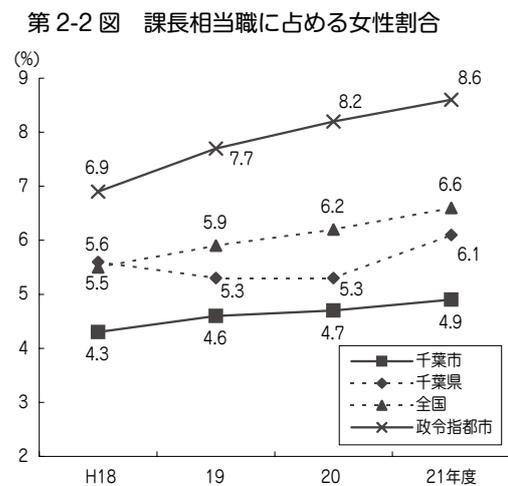
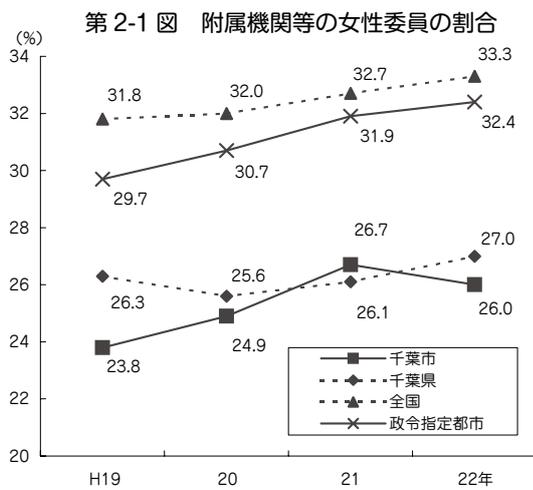
現状と課題

政策決定過程に男女の意見が十分に反映され、多様な視点が加わることは、男女共同参画の形成に向けて大変重要な課題です。

本市では、平成 22 年度までに附属機関委員の女性委員割合を 30%にすることを目標にしましたが、依然目標に達せず、課長相当職に占める女性割合同様、他の自治体と比べても低い水準となっています（第 2-1 図・第 2-2 図）。

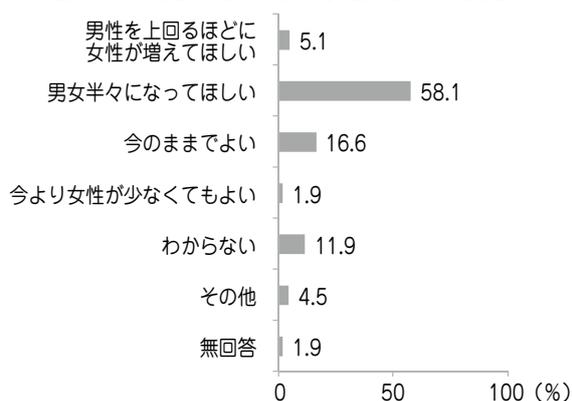
しかし、市民意識調査によると、政策決定の場に女性の参画が少ない現状について、「男女半々になってほしい」と考える人が約 6 割おり（第 2-3 図）、さらなる女性の参画が求められています。そのため、今後も方針決定過程における男女比率を是正し、女性参画を推進するための取組みをより一層徹底するとともに、市職員に対する研修をはじめとした職員の意識改革を推進します。

また、市民との協働と連携を推進するため、千葉市の政策に対する市民の参画を促し、施策に市民意見を反映するための取組みを実施します。



資料）内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

第 2-3 図 政策決定の場に女性の参画が少ない状況について



資料）千葉市女性センター
「男女共同参画に関する意識調査」
（平成 22 年 3 月）より作成

具体的事業

①市の方針決定過程の場への男女の参画促進

No.	事業名	事業内容	所管課
21101	女性職員及び女性教職員の登用促進	市政運営及び学校運営への女性職員・女性教職員の参画を促進する。	人事課 教職員課
21102	職域拡大の推進	男女に偏りのない（性別による差別のない）職員の配置を推進する。	人事課 全庁
21103	市職員に対する研修の実施	職員に対し研修を実施し、人権及び男女共同参画に対する理解度や意識の向上を図る。	人材育成課
21104	市職員に向けた啓発	男女共同参画の実現に向け市職員の意識啓発を図る。	男女共同参画課

②附属機関などの方針決定の場への男女の参画促進

No.	事業名	事業内容	所管課
21201	附属機関への女性委員の登用促進	附属機関の委員選任に当たり、所管課と事前協議を行い、女性委員の登用を促進する。	男女共同参画課 行政改革推進課 関係各課
21202	女性人材リストの充実と利用促進	女性人材リストの充実を図り、積極的な活用を促進する。	男女共同参画課
21203	市の関係団体などにおける男女共同参画の取組みの促進	市の外郭団体（又は出資団体）や補助金受給団体などに対し、男女共同参画に関する情報提供や研修を実施する。	男女共同参画課
21204	 附属機関の委員の公募による選任の推進	附属機関の委員の改選（新設）の際、所管と協議を行い、公募による委員の選任を推進する。	市民自治推進課

③市政への市民参画の促進

No.	事業名	事業内容	所管課
21302	パブリックコメント ト手続の実施	市の重要な施策の意思決定過程において、 施策の案を公表し、市民から意見の提出 を求め、提出された意見を考慮して施策 の決定を行うとともに、その意見に対す る市の考え方を公表する。	市民自治推進課 全庁
21303	区民対話会	地域課題や区民ニーズを把握し、市政・ 区行政へ反映させる。	区政課

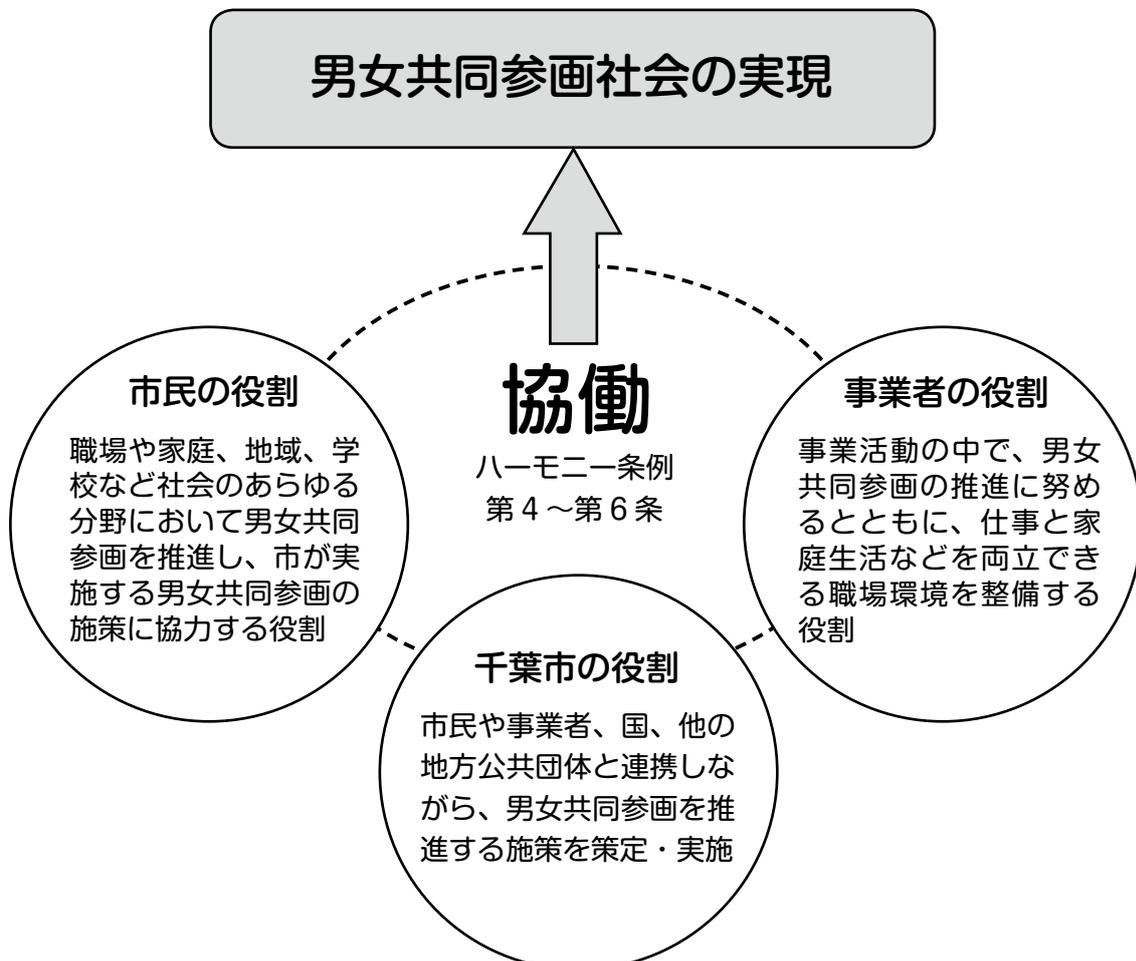
現状と課題

ハーモニー条例は、千葉市の男女共同参画社会の形成に関する取組みの法的根拠となるものであり、基本理念や基本的施策などを定めています。さらには、市、市民、事業者の役割を明確にし、そのうち千葉市の役割は、男女共同参画社会の形成に関する施策の策定及び実施に加え、市民や事業者、国及び他の地方公共団体との協働を図ることとしています。

千葉市におけるすべての施策に男女共同参画の視点を盛り込むためには、現在ある推進体制の強化に加え、施策について調査審議する機関である「千葉市男女共同参画審議会」の機能を、より一層発揮させることが大切です。

そして、本計画を実行する上で、施策を評価・検証していくためには、男女共同参画に関する現状と課題を調査研究等から把握し、利用促進などを行う必要があります。

さらに、千葉市自らが、市職員に対するセクシュアル・ハラスメントの防止啓発や、家庭生活等と両立しやすい職場づくりなどを積極的に推進することで、市民や事業者が行う取組みの参考事例となり、千葉市全体で男女共同参画意識が醸成されることが大切です。



具体的事業

①男女共同参画を推進する庁内体制づくり

No.	事業名	事業内容	所管課
22101	男女共同参画推進協議会及び幹事会の開催	男女共同参画に関する総合的な企画立案及び連絡調整を行うための全庁的な会議を設置・開催する。	男女共同参画課
22102	男女共同参画に関する庁内推進体制の強化	男女共同参画推進員制度の改革等、より効果的な庁内推進体制や仕組みづくりについて検討する。	男女共同参画課
22103	男女共同参画審議会の開催	男女共同参画に関する重要事項について調査審議するため、男女共同参画審議会を開催する。	男女共同参画課
22104	苦情処理委員制度の運営 〔基本目標1-2の再掲〕	男女共同参画に関する市の施策についての苦情や相談、性別による人権侵害などを受けた場合の被害者救済窓口として、苦情処理委員を配置し、周知する。	男女共同参画課

②男女共同参画の現状と課題の把握

No.	事業名	事業内容	所管課
22201	男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画に関する調査や研究等を行い、現状の把握や施策への反映を行う。	男女共同参画課
22202	男女共同参画関連資料の収集・提供	男女共同参画の推進状況を示す各種資料を収集・整備し、提供する。	男女共同参画課

③市役所等における男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
22301	市の刊行物等の指針の作成	市刊行物等について、男女共同参画の視点に立った表現の指針を作成する。	男女共同参画課 広報課 関係各課
22302	セクシュアル・ハラスメントの防止啓発	セクシュアル・ハラスメントについての正しい理解を促進し、その発生を防止する。	人材育成課 (セクシュアル・ハラスメント苦情相談窓口)
22303	千葉県次世代育成支援特定事業主行動計画進捗管理	次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 21 年度に作成した「特定事業主行動計画」(平成 22 ～ 26 年度)の進捗状況を管理し、両立支援・子育て支援策等の促進を図る。	給与課 関係各課

基本目標 3 教育の分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成には、一人ひとりが男女共同参画意識や自立の意識を持つことが重要です。このような意識の醸成のために、学校や家庭、地域における教育や学習の果たす役割は極めて大きいといえます。

そのため、家庭や学校、地域社会などにおいて、男女平等や人権に関する教育・学習の機会を拡充することで、男女共同参画意識の醸成や、男女共同参画社会の形成に向けた主体的な取組みを促進します。

また、子どもたちの進学や就職、専攻分野などについては男女に偏りがみられることから、性別にかかわらず個性や能力を発揮しやすい教育環境の整備や、子どもたちの教育に対する家庭や地域の積極的な参画が重要です。

その他、男女共同参画に関する拠点施設として、「男女共同参画センター」の機能を拡充し、より多くの市民の利用を促進します。

指 標

指 標 項 目	当該指標の 設定計画	現 状 値	最終目標年度 目標値
学校教育の場において、「男女の 地位が平等になっている」と考 える人の割合	新ハーモニー プラン	平成 21 年度	平成 27 年度
		52.9%	増加
 「学校の勉強が好きだ」 と肯定的に回答する 児童の割合	千葉県学校教育 推進計画	平成 22 年度	平成 27 年度
		小 5 年：70% 中 2 年：40%	小 5 年：80% 中 2 年：50%

施策の方向性

1

男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

現状と課題

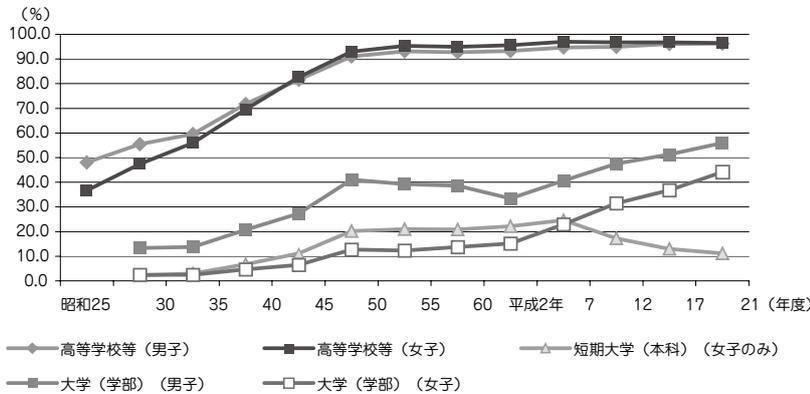
市民一人ひとりの男女共同参画意識を醸成するためには、学校教育の果たす役割は大きく、各学校において、引き続き男女平等意識の浸透を図る必要があります。

教育制度や指導内容の面では男女平等が概ね達成され、市民意識調査では、「学校教育」の分野が、男女平等と考える人が最も多いという結果になりました。

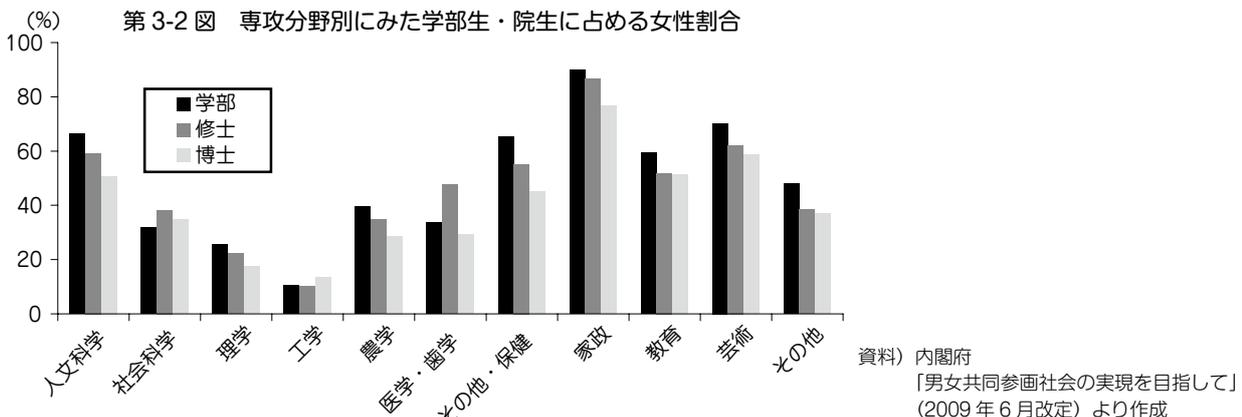
しかし、女子の大学（学部）進学率は増加傾向にあるものの、依然として男子の進学率を下回っており（第3-1図）、また、大学学部、大学院修士課程、博士課程に進むにつれて、在学生に占める女性の割合は減少しています（第3-2図）。特に、理学、工学、農学といった分野では、他分野と比べ女性割合が低くなっています。

そこで、子どもたちの将来が性別により固定化されることなく、主体的に自分の進路等を決定できる能力を養うとともに、個性と能力を発揮しやすい教育環境の整備が必要です。また、男女共同参画の視点に立った学校運営を行うためには、教育関係者に対する研修を充実させることに加え、子どもの教育に対する家庭や地域の積極的な参画を支援し、連携することが大切です。

第3-1図 学校種類別進学率の推移



第3-2図 専攻分野別に見た学部生・院生に占める女性割合



具体的事業

①男女平等教育の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
31101	人権教育推進事業	学校教育において、生命・人権・人格を重んじた「人間尊重の教育」を推進する。	指導課
31102	教職員研修の充実	教職員の階層に応じた研修を実施する。	指導課 教職員課 教育センター 養護教育センター
31103	保育所職員研修事業	保育の質の向上を図り、専門的で高度な知識や技術を習得するため、職種別研修等を行う。	保育運営課

②個性や能力を尊重した教育環境づくり

No.	事業名	事業内容	所管課
31201	教育相談の充実	教育センター及び養護教育センター等において、教育相談（電話相談、来所相談、訪問相談等）を行う。	指導課 教育センター 養護教育センター
31202	スクール カウンセラー 活用事業	中学校にスクールカウンセラーを配置し、学区内の児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談活動に当たる。	指導課
31203	進路指導推進事業	将来の生き方を考える進路指導の推進に努める。	指導課
31204	職場体験の推進	中学校における職場体験をとおして、働くことの意義を自覚させ、勤労観・職業観をはぐくむ中で、主体的に自己の生き方を考えさせる。	指導課
31205	相談活動事業	来所や電話により、青少年サポートセンターが青少年が抱える悩みの相談に応じる。	青少年サポートセンター

③子どもの教育に対する家庭や地域の積極的参画

No.	事業名	事業内容	所管課
31301	学校・家庭・地域 連携まちづくり 推進事業	各中学校区において、地域の特色に応じた活動を展開し、住みよいまちづくりに取り組む中で、地域に対する愛着の気持ちを育む。	指導課
31302	幼児教育支援 センター事業	親子ともに安定した状態で小学校への入学を図るため、子育てに関する悩みを解決できるよう、保育カウンセラーによる幼児教育相談や公開講座を実施する。	教育センター
31303	家庭教育資料 作成事業	小学校入学時、高学年になる5年生時及び中学校入学時に、保護者に子育て支援の一環として子育ての手引きを配布する。	健全育成課

現状と課題

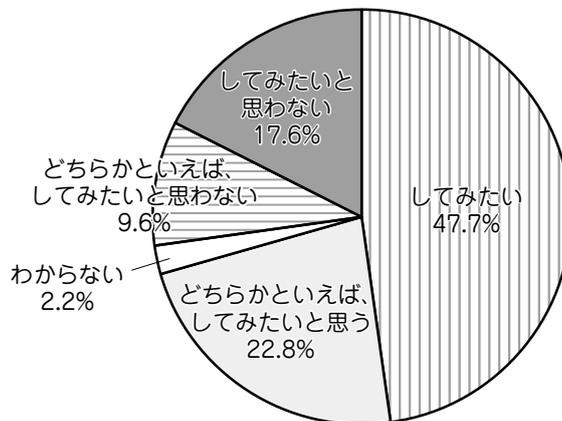
男女共同参画社会の形成のためには、一人ひとりが身近な問題として男女共同参画について考え、話し合うことで、他者との違いを認め、多様な個性を尊重する意識を持つことが不可欠です。

市はハーモニー講演会や男女共同参画週間等を活用して、市民に男女共同参画の意識を伝えるほか、男女共同参画センターでは、本市の男女共同参画社会形成のための拠点施設として各種講座の開催や情報収集・提供を行い、より多くの人々が男女共同参画について考え、学び、行動することができるよう学習機会の充実を図ります。

また、内閣府の「生涯学習に関する世論調査」(第3-3図)によると、生涯学習に参加したいと考える人が7割程度に上ることから、生涯にわたり学習することのできる環境への期待が大きいといえます。

そのため、性別や年齢にかかわらず、男女共同参画について学習できる環境づくりを推進します。

第3-3図 生涯学習に対する今後の意向



資料) 内閣府
「生涯学習に関する世論調査」
(平成20年5月)より作成

具体的事業

①市民の男女共同参画意識の醸成

No.	事業名	事業内容	所管課
32101	ハーモニー講演会の開催	男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発を目的とした講演会を実施する。	男女共同参画課
32102	男女共同参画週間の実施	男女共同参画への関心を高めるため、毎年12月に男女共同参画週間を開催する。	男女共同参画課
32103	男女共同参画に関する情報誌の発行	男女共同参画センター情報誌「みらい」を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行う。	男女共同参画課
32104	千葉県男女共同参画ハーモニー条例の普及啓発	ハーモニー条例についてリーフレット等を作成するなど、男女共同参画社会の形成に向けた市の基本的考え方を周知する。	男女共同参画課

②男女共同参画に関する拠点施設の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
32201	男女共同参画に関する図書・ビデオ等の購入/貸出	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する図書・ビデオを購入し、貸出を行う。	男女共同参画課
32203	インターネットを利用した情報の提供	市やハーモニープラザのホームページによる情報提供や広報活動を行う。	男女共同参画課
32204	男女共同参画センター利用者懇談会の開催	「千葉県男女共同参画センター利用者懇談会」を開催し、男女共同参画センターの円滑な利用及び男女共同参画センターの催す行事について、参加者から意見を聞き、センター運営の参考とする。また、男女共同参画センターの行事や広報活動への協力を依頼する。	男女共同参画課

③男女共同参画に関する学習機会の提供

No.	事業名	事業内容	所管課
32301	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画センター等において、男女共同参画に関する講座を開催する。	男女共同参画課
32302	公民館における男女共同参画に関する講座の開催	公民館において、男女共同参画に関する講座を実施する。	生涯学習振興課 (各公民館)
32304	ことぶき大学校運営事業	高齢者が知識や技術を習得し、仲間づくりや社会活動への参加を通じ、豊かで充実した生活が送れるよう、学習と活動の場を提供する。	高齢福祉課
32305	生涯学習振興事業	生涯学習に関する各種事業を実施し、生涯学習の推進を図る。	生涯学習振興課
32306	青年教育事業	研修情報・機会の提供、各団体との共催による講座等の事業を実施する。	生涯学習振興課 健全育成課
32307	消費者啓発事業 (消費生活講座)	消費生活に関する知識の普及と情報提供のための各種講座を開催する。	消費生活センター
32308	消費者啓発事業 (くらしの巡回講座)	消費生活に関する知識の普及と情報提供のために、くらしの巡回講座を実施する。	消費生活センター

基本目標 4 雇用の分野における男女共同参画の推進

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の形成にとって非常に重要な分野です。しかし現状では、賃金や仕事の内容、教育訓練などさまざまな面において、性別による差別的取扱いが残されており、能力を最大限に発揮することが難しい状況にあります。

そのため、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」など、男女が働きやすい職場づくりに向けた法制度を周知し、雇用の分野における不当な性別格差の解消や、職業能力の開発・向上を支援します。

また、「男女共同参画推進事業者登録制度」等により、事業者の積極的な取組みを促進するとともに、多様なライフスタイルに合わせた就業環境の整備に向け、就職や再就職、仕事と家庭の両立を支援します。

さらに、職場における労働時間の短縮や、休暇取得の促進に向けた取組みを実施します。

指 標

指 標 項 目	当該指標の 設定計画	現 状 値	最終目標年度 目標値
NEW 男女共同参画推進事業者登録制度の延べ登録件数	新ハーマニー プラン	—	平成 27 年度
		—	95 件
男女の賃金格差	新ハーマニー プラン	平成 20 年度	平成 27 年度
		一般男子を 100 とすると一般女子 は 66.9	100 に近づける
育児期にある女性（35-39 歳） の労働力率	新ハーマニー プラン	平成 17 年度	平成 27 年度
		国 63.7% 千葉市 56.0%	国の値を上回る
職場において、「男女の地位が平等 になっている」と考える人の 割合	新ハーマニー プラン	平成 21 年度	平成 27 年度
		13.5%	増加

施策の方向性

1

職場における男女の機会均等【重点】

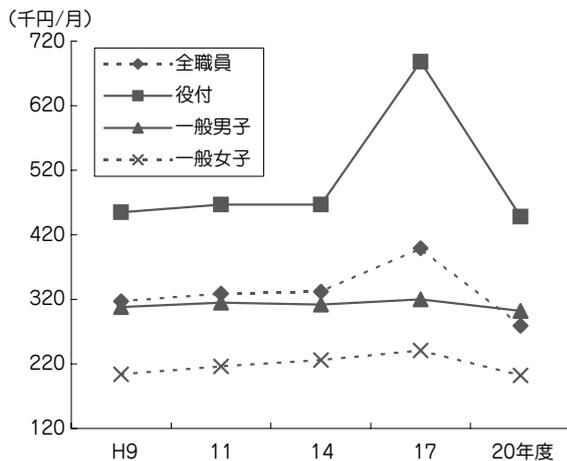
現状と課題

労働条件に関する基本法規である「労働基準法」では、性別による賃金差別を禁止しています。さらに、「男女雇用機会均等法」では、募集・採用から配置・昇進・教育訓練、定年・退職・解雇に至る雇用管理全般について、性別による差別的取扱いを禁止しています。

しかし現状では、一般女子の賃金が一般男子の7割弱の水準にあるなど、性別による賃金格差が縮小しつつも今なお存在しています（第4-1図）。また、女性センターの「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」によると、前回の調査結果より全体的に差別的待遇は少なくなっているものの、いまだ仕事の内容、賃金、昇進・昇格や管理職への登用などさまざまな面において、性別による不当な差別的待遇の存在が示されています（第4-2図）。

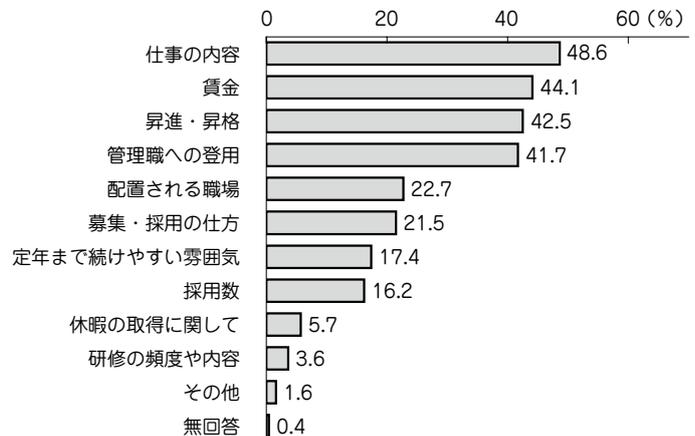
働く男女の一人ひとりが性別により差別されることなく、個人の能力と意欲に応じた機会と待遇が確保されるとともに、適正な労働条件のもとで働けるよう、関連する法律や制度の普及啓発に努め、労働条件に関する調査研究や労働相談を行う必要があります。そして、事業者への働きかけや「協働と連携」を推進し、事業者の積極的な取組みを促進します。

第4-1図 職位別賃金の推移



資料) 千葉市「千葉市労働概要調査報告書」
(平成20年度)より作成

第4-2図 職場内の性別による差別的待遇の内容



資料) 千葉市女性センター
「千葉市における女性の社会参画に関する意識調査」
(平成20年3月)より作成

具体的事業

①雇用や登用など男女の機会均等の推進

No.	事業名	事業内容	所管課
41101	 男女共同参画推進 事業者登録制度	男女共同参画を推進する取組みを積極的に行う事業者に対し、登録を行い登録証・登録マークを交付し、ホームページ等で広く市民に周知する。	男女共同参画課
41102	男女雇用機会均等法など法律や制度の周知	講演会や講座、情報誌などにより、情報提供を実施し、雇用分野の法制度を周知する。	産業支援課 男女共同参画課
41103	男女共同参画推進状況の入札・契約制度への反映	事業者の取組みを促進するため、市の入札参加資格審査において、男女共同参画推進状況等を審査項目に加えるなど、入札・契約制度について検討する。	こども企画課 契約課 男女共同参画課
41104	事業所等における研修の支援	出前講座や講師派遣、資料の提供など、事業所等における従業員向け研修の支援を実施する。	男女共同参画課

②性別にとらわれない職業の選択の促進

No.	事業名	事業内容	所管課
41201	性別にとらわれない職業の選択の促進	雇用の場での男女平等を推進するため、情報誌などにより、様々な職業に関する情報を提供する。	男女共同参画課

③労働環境の把握と労働条件の向上

No.	事業名	事業内容	所管課
41301	労働概要調査の実施	市内の勤労者の実態調査を行う。 (3年に1度)	産業支援課
41302	労働相談事業	労働条件、社会保険・年金、職業訓練、パートタイムなど労働に関する悩み等に労働相談員がアドバイスや関係機関の紹介など、解決のための協力をする。	産業支援課

④協働と連携の促進

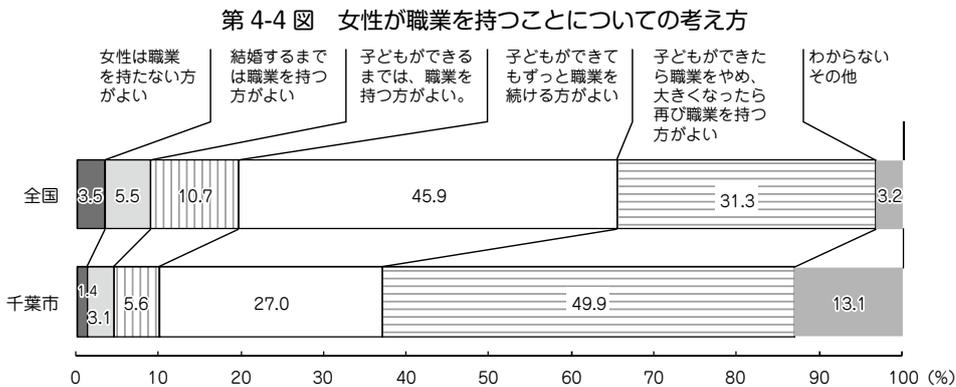
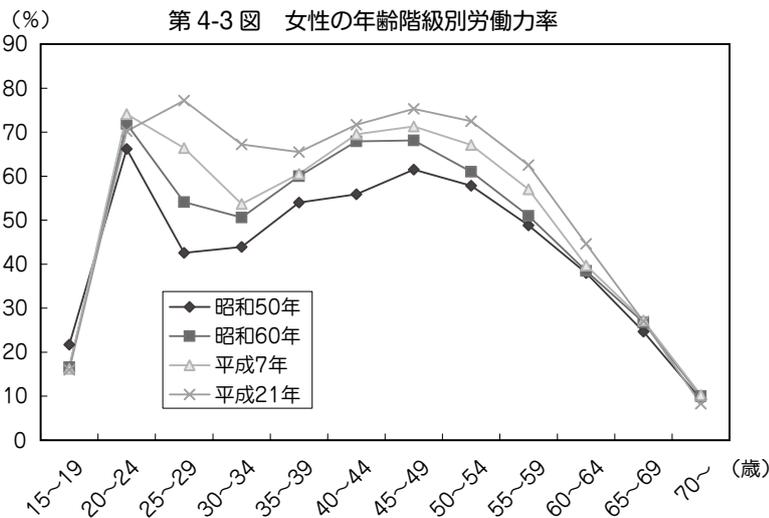
No.	事業名	事業内容	所管課
41401	事業所等との「協働と連携」を進めるためのネットワークの構築	意見交換や情報交換などを通じて、「協働と連携」を進めるための場の設置について検討する。	男女共同参画課
41402	次世代育成支援対策の推進体制の検討	民間企業、保育、教育、医療関係者などと連携を図り、市民等への各種情報の提供、各種イベント、シンポジウム等を通じて、次世代育成支援のための幅広い普及啓発活動を進める中で、市民の理解の醸成を図ります。また、事業主における次世代育成支援などの取組みの普及・促進を図ります。	こども企画課

現状と課題

我が国の女性労働力率（人口に占める労働力人口）は、概ね出産・育児期にあたる30歳代を中心に低下し、第4-3図のようなM字曲線を描いています。

女性が職業を持つことについての考え方について、市民意識調査の結果をみると、子どもができたら退職し、大きくなってから再び働く方がよいとする人が最も多い結果となり、全国調査と比較すると、結婚や育児を経験しても就業継続することが望ましいと考える人の割合は少なくなっています（第4-4図）。

男女共同参画社会は、個人のライフスタイルに合わせた多様な就業のあり方が尊重され、かつ実現できる社会です。そのため、育児などの事情により一旦は仕事を辞め、その後再就職を希望する人や、働き続けたい人に対しても、それぞれの希望する就業が可能となるような支援を拡充する必要があります。個人に合わせた働き方が選択できるよう、より多くの人に多様な就業形態に関する情報を提供することが重要です。



具体的事業

①再就職の支援

No.	事業名	事業内容	所管課
42101	再就職の支援	再就職に関する講座や情報提供、相談を行い、結婚や育児などで退職した人の再就職を支援する。	男女共同参画課

②就職支援

No.	事業名	事業内容	所管課
42201	学生に対する就職支援	講座や情報提供などにより、学生の就職を支援する。	男女共同参画課
42202	千葉県ふるさとハローワーク	求人情報をパソコンなどで提供し、希望する職の紹介を行う。また、就労支援策等の情報提供を行う。	産業支援課
42203	就職面接会	就職希望者と事業主との就職面接会を関係機関と共催する（障害者や高卒者への就職支援）。	産業支援課
42204	就職活動に対する支援	就職者に職業適性や面接の対処方法、履歴書や職務経歴書の書き方指導などの個別指導を行う。	産業支援課

③多様な就業形態についての情報提供

No.	事業名	事業内容	所管課
42301	様々な就業形態についての情報提供	ワークシェアリングや在宅勤務、短時間正社員制度など多様な就業形態について情報を収集、提供する。	男女共同参画課

④働きながら育児や介護を行うための支援

No.	事業名	事業内容	所管課
42401	企業内保育所 助成事業	企業内保育所の開設及び運営に対し、補助金を交付する。	保育運営課
42402	職場と家庭生活等 との両立を支援する 多様な制度の普及 促進	育児休業や介護休業、子育て期の勤務時間短縮等措置など、家庭生活等との両立を支援する制度について情報誌等で情報提供を行う。	産業支援課 男女共同参画課
42403	企業の社内研修等 の場を活用した出 前講座	結婚前の方や子育て中の方に、企業の社員研修等の場を活用して、「家庭教育講座」などの出前講座を実施するとともに、その場を活用して市の子育て支援に係る情報の提供を行う。	こども企画課

施策の方向性

3

男女の職業能力の開発と向上

現状と課題

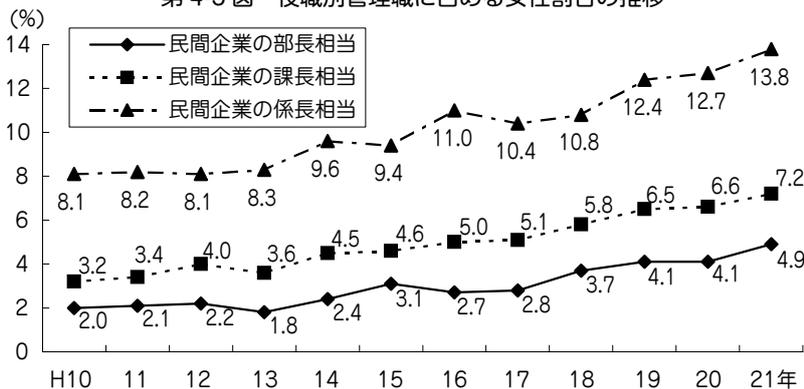
最近では、職場において、責任のある地位に就き、能力を発揮している女性の姿を目にする機会が増えました。しかし、企業の役職者に占める女性の割合は依然として低く、女性の参画が遅れているのが現状です（第4-5図）。

このような状況をもたらしている原因として、これまで女性を対象とした、人材育成のための訓練の機会が十分ではなかったことが一因と考えられます。

内閣府の調査によると、男女とも、過半数の人が、女性は男性に比べて能力向上の機会が少ないと思うと答えています（第4-6図）。

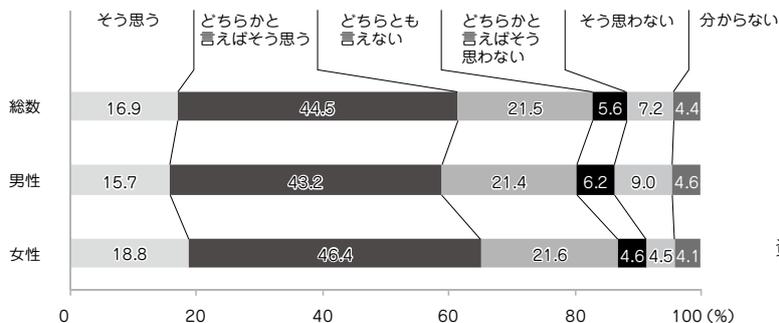
終身雇用前提が大きく崩れ、男女ともに職業能力の向上への関心が高まっている現状を踏まえ、男女ともに職業能力を開発し、向上することができるよう支援します。

第4-5図 役職別管理職に占める女性割合の推移



資料) 厚生労働省
「賃金構造基本統計調査」より作成

第4-6図 女性は男性に比べて能力向上の機会が少ないと思うか



資料) 内閣府
「男女のライフスタイルに関する意識調査」
(平成21年9月)より作成

具体的事業

①仕事に関する情報提供や啓発

No.	事業名	事業内容	所管課
43101	労働者向け 情報誌発行业	勤労者向けの各種情報を情報紙、ガイドブック、インターネット等を通じて提供する。	産業支援課

②職業能力を磨く学習機会の提供

No.	事業名	事業内容	所管課
43201	キャリア形成や 自己表現等に 関する講座の開催	男女共同参画センターなどにおいて、キャリアやライフプラン、自己表現など職業能力を開発・向上させる講座を開催する。	男女共同参画課

施策の方向性

4

ゆとりある働き方の促進

現状と課題

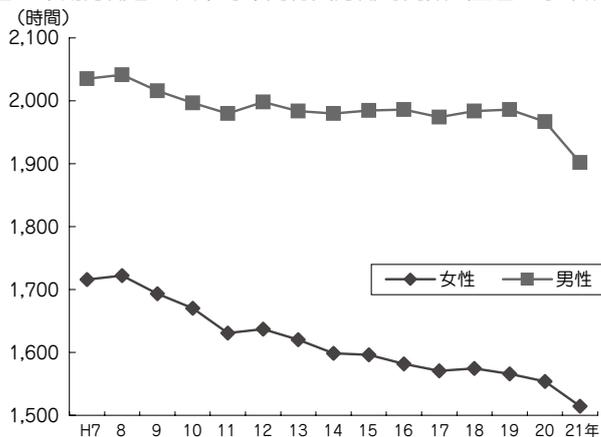
わが国では、依然として正規従業員を中心に、長時間労働が一般化しています。

このような長時間労働は、従業員の心身に多くの負担をもたらすだけでなく、時には過労死につながる恐れもあります。

現在、1人当たり年間労働時間（第4-7図）は徐々に減少する傾向にありますが、これは、パートタイム労働者など非正規従業員の増加なども大きな要因のひとつだと推測されています。また、有給休暇の取得率（第4-8図）をみると、付与日数の増加と取得日数の減少に伴い、低下傾向にあります。

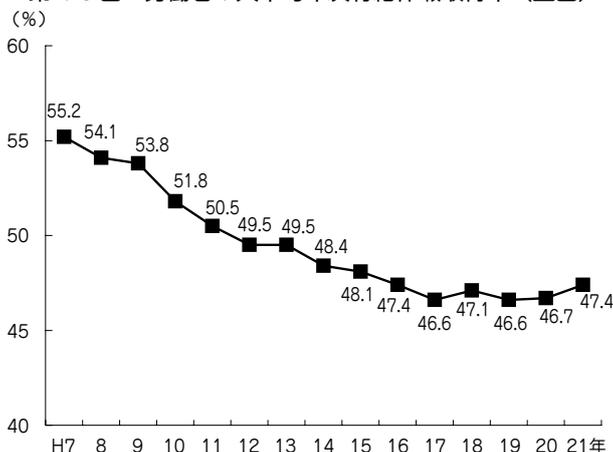
千葉市では、仕事と家庭生活、地域活動、余暇など私生活との調和のとれたライフスタイルの実現に向けて、ゆとりある働き方が可能となるよう、休暇の取得促進に向けた啓発や、余暇活動、福利厚生などの充実について情報提供を行います。

第4-7図 常用労働者1人平均年間総実労働時間数（全国、事業所規模5人以上）



資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成
※総実労働時間＝所定内労働時間＋所定外労働時間

第4-8図 労働者1人平均年次有給休暇取得率（全国）



資料) 厚生労働省
「就労条件総合調査」
「賃金労働時間制度等総合調査」より作成

具体的事業

①労働時間の短縮と休暇取得に向けた意識啓発

No.	事業名	事業内容	所管課
44101	労働時間短縮や 休暇取得に向けた 意識啓発	家庭生活や地域活動などとの両立と健康維持のため、長時間労働を見直し、休暇取得の促進に向けた意識啓発を行う。	産業支援課 男女共同参画課

②勤労者に対する福利厚生の充実

No.	事業名	事業内容	所管課
44201	長沼原勤労 市民プラザ事業	長沼原勤労市民プラザの部屋や体育館等の提供と管理を行う。	産業支援課
44202	蘇我勤労 市民プラザ事業	蘇我勤労市民プラザの部屋や体育館等の提供と管理を行う。	産業支援課
44203	幕張勤労 市民プラザ事業	幕張勤労市民プラザの部屋や体育館等の提供と管理を行う。	産業支援課
44204	サービスセンター 運営補助金	(財)千葉市産業振興財団に、管理運営費を補助し、中小企業従業者の福利厚生を支援する。	産業支援課